

大学は裁判所の仮処分決定に従って久木野教授に賃金を支払うことを拒む

裁判所の仮処分決定には執行力が付与されているので、このような場合には直ちに債権差押の手続に入ることが可能であるということですが、教授は現大学執行部の良識に期待して、自主的な賃金支払いを執行期限ギリギリの 2 月 18 日まで待ったそうです。しかし、長崎県立大学はまったく賃金を支払おうとしなかったことから、教授の代理人弁護士は大学の代理人弁護士に連絡して支払いの意志を尋ねたところ、驚いたことに裁判所の決定を無視して、大学は任意で賃金を支払う意志はないと返事をしました。

教授は、やむなく債権差押命令の申し立てを裁判所に行いました。